

平成29年第4回定例会議事日程（第1号）

平成29年12月1日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 特別職の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第62号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第63号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第64号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第65号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第66号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第67号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第68号 工事請負契約の締結について（平成29年度「女子集客のまち」吉富駅前拠点施設建築工事）

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	12月1日	金	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決
第2日	2日	土	休会		
第3日	3日	日	休会		
第4日	4日	月	考案日		
第5日	5日	火	考案日		
第6日	6日	水	考案日		
第7日	7日	木	考案日		
第8日	8日	金	本会議	午前10時	質疑、討論、採決 又は委員会付託
第9日	9日	土	休会		
第10日	10日	日	休会		
第11日	11日	月	考案日		
第12日	12日	火	考案日		
第13日	13日	水	委員会	午前10時	福祉産業建設委員会
第14日	14日	木	委員会	午前10時	総務文教委員会
第15日	15日	金	考案日		
第16日	16日	土	休会		
第17日	17日	日	休会		
第18日	18日	月	考案日		

第 19 日	19日	火	本会議	午前10時	一般質問
第 20 日	20日	水	考案日		
第 21 日	21日	木	本会議	午前10時	質疑、討論、採決 閉会

平成29年第4回吉富町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成29年12月1日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月1日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成29年第4回吉富町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、岸本議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表案のとおり、本日から12月21日までの21日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日の21日間と決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4. 議案第61号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5. 議案第62号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6. 議案第63号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

日程第7. 議案第64号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第8. 議案第65号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 9. 議案第 6 6 号 平成 2 9 年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
について

日程第 1 0. 議案第 6 7 号 平成 2 9 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 4 号）について

日程第 1 1. 議案第 6 8 号 工事請負契約の締結について（平成 2 9 年度「女子集客のまち」
吉富駅前拠点施設建築工事）

○議長（若山 征洋君） 日程第 3、議案第 6 0 号から日程第 1 1、議案第 6 8 号までの 9 議案を一括議題にいたします。

なお、議案第 6 0 号から議案第 6 7 号については、提案理由の説明だけにとどめます。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第 6 0 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 1 号、特別職の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 2 号、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 3 号、平成 2 9 年度吉富町一般会計補正予算（第 5 号）について、議案第 6 4 号、平成 2 9 年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、議案第 6 5 号、平成 2 9 年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 6 6 号、平成 2 9 年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 6 7 号、平成 2 9 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 4 号）について、議案第 6 8 号、工事請負契約の締結について（平成 2 9 年度「女子集客のまち」吉富駅前拠点施設建築工事）、以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成 2 9 年第 4 回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの定例会には、条例案件 3 件、予算案件 5 件、契約案件 1 件の計 9 案件について御提案し、御審議をお願いするものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第 6 0 号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員の育児休業の期間が延長されたことに伴い、必要な事項を定めるため、法の定めるところにより本条例の一部を改正するものであります。

議案第61号は、特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

総務省が普及を推進する地域おこし協力隊について、本町で任用を行うに当たり、その報酬額を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第62号は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正により、課税免除の内容が見直されることに伴い、必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第63号は、平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ6,105万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億1,597万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、9款1項地方交付税で、特別交付税200万円の増額、13款国庫支出金1項国庫負担金で、民生費負担金755万9,000円の増額、同款2項国庫補助金で、民生費補助金103万4,000円の増額、14款県支出金1項県負担金で、民生費負担金401万4,000円の増額、同款2項県補助金で民生費補助金127万6,000円の増額、18款1項繰越金で、前年度繰越金4,090万1,000円の増額、20款1項町債で、一般単独事業債180万円の増額などであります。

歳出の主なものは、2款総務費1項総務管理費で、役場庁舎増改築工事に伴う既存設備移設工事費等251万7,000円の増額、備品購入費1,620万円の増額、庁舎屋上波板塩害防止塗装工事費262万5,000円の増額、地域おこし協力隊事業費1,614万3,000円の増額、3款民生費2項児童福祉費で、保育園委託料1,242万円の増額、放課後児童クラブ運営委託料67万2,000円の増額、こどもの森駐車場用地購入費600万円の増額、10款教育費2項小学校費で、小学校体育館電動スクリーン設置事業費358万5,000円の増額などあります。

議案第64号は、平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算から、それぞれ2,212万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億3,078万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、7款1項共同事業交付金で6,784万2,000円の減額、9款繰入金2項他会計繰入金で388万6,000円の増額、10款1項繰越金で、前年度繰越金4,183万1,000円の増額。

歳出の主なものは、2款保険給付費1項療養諸費で、一般被保険者療養費104万7,000円の増額、7款1項共同事業拠出金で2,328万2,000円の減額などです。

議案第65号は、平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

既定の歳入歳出予算から、それぞれ47万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億276万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、3款繰入金1項他会計繰入金で、保険基盤安定繰入金87万2,000円の減額、4款1項繰越金で、前年度繰越金39万4,000円の増額。

歳出の主なものは、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等負担金65万4,000円の減額、3款諸支出金2項繰出金で、一般会計精算分繰出金27万6,000円の増額などです。

議案第66号は、平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ9万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,141万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、5款1項繰越金で、前年度繰越金11万8,000円の増額、7款1項町債で、下水道事業債2万円の減額。

歳出の主なものは、2款1項事業費で、職員人件費9万8,000円の増額です。

議案第67号は、平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてです。

収益的支出203万9,000円を増額し、収益的支出総額を1億3,058万1,000円とするものです。

支出の主なものは、2款水道事業費1項営業費用で、職員人件費13万8,000円の増額、佐井川橋配水管補強工事費190万1,000円の増額などです。

議案第68号は、工事請負契約の締結についてです。

平成29年度「女子集客のまち」吉富駅前拠点施設建築工事について、去る11月24日に入札会を行い、岡上建設株式会社が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求めています。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものです。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

議事を続けます。

日程第11、議案第68号工事請負契約の締結について（平成29年度「女子集客のまち」吉富駅前拠点施設建築工事）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案第68号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

平成29年11月24日に「平成29年度「女子集客のまち」吉富駅前拠点施設建築工事」の入札を実施した結果、落札者が決定し、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（昭和39年条例第93号）第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

工事名、平成29年度「女子集客のまち」吉富駅前拠点施設建築工事。

工事場所、吉富町大字広津地内（吉富駅前）。

契約の方法、指名競争入札。

請負契約金額、5,400万円。うち取引に係る消費税額及び地方消費税額400万円です。

契約の相手方は、福岡県築上郡上毛町大字下唐原1345番地1、岡上建設株式会社代表取締役岡上政和。

資料ナンバー2の入札結果調書を御参照ください。指名業者9社のうち7社が辞退し、2社で入札を実施いたしました。入札書比較価格（予定価格）5,114万7,000円に対し、入札額5,000万円。よって、落札率は97.8%となります。完工予定は平成30年3月26日までであります。

次に、事業内容の御説明をいたします。資料ナンバー2の次の図面を御参照ください。この施設の目的は、吉富駅前に、休憩スペースに情報発信機能を備えた拠点施設を整備するもので、町民はもちろん訪問客に対し駅周辺店舗のエリアマップ、チラシ、各種告知等についてPRし、回遊性の向上、イベント集客を図ることを目的とし、あわせて町の福祉施設や助成事業等についても周知することで、楽しい町であると同時に住みよい町であることもPRする施設建設であります。

構造につきましては、鉄筋コンクリートづくりとなります。建築面積ですが、81.5平方メートルで、坪に換算しますと24.65坪になります。

お手元の資料ナンバー2の最初が配置図となります。建設場所はふるさとセンター（吉富駅）の南側となります。2枚目は各階の平面図となりまして、情報発信を目的としたインフォメーションセンター並びに管理倉庫と乳児の授乳用施設を配置し、便益施設となるトイレとパウダールームを設けております。また、単独施設として、どなたでも使える多目的トイレを整備するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、皆さん、質問者は注意をしてください。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をして、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。ぜひ、これを守ってください。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。

本案に対して、御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 説明をお願いします。この資料2についてです。私もこういう入札とか工事関係というのは、素人というか、余り詳しくないのでわかりづらいんですが、過去の入札結果調書とこれがかかなり書き方が違うんで、この説明についてお願いできますか。まず、この再度入札という項目があります。随意契約見積額というのがあります。先ほどの説明では、5,000万円が落札額で、消費税を加えて5,400万円というふうな説明でしたが、この入札金額のところではそんな金額は出ていないんで、ちょっとその辺がわからないということと、入札年月日が11月24日となっています。これ、全てがこの日に行われたのか、その経緯についても説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、入札結果調書の入札のやり方について、まず御説明します。

まず、入札に当たりましては、1回目に入札を行います。1回目の入札におきまして予定価格に到達しない場合は、再度入札を実施いたします。再度入札におきましても予定価格に到達しない場合、入札者のうち最低入札者から見積もりを徴し、その見積書の金額が予定価格以下に到達しましたので、落札者と決定をいたしました。入札の年月日については11月24日で、同じく見積もりにつきましても同日実施しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ちょっと説明を補足します。以前は予定価格を公表しておりましたので、1回の入札の様式でしておりましたが、今年度、予定価格を非公表、事後公表とした関係から、先ほど説明した入札のやり方で実施した結果、こういう結果調書の形式となった次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと、まだ説明が足りていないと思います。私が聞いた最終的な金額、この入札額の金額5,400万円というのが入札金額というところがない、随意見積もりのところにある。この辺の説明をさっき求めたんですが、それと一つつけ加えます。

それと、今の説明でいくと、1回目の入札で落札金額が入札金額を上回ったということですが、入札価格が、予定価格が5,523万8,760円。1回目の入札というんでしょうか、これ、わかりませんが、1回目とは書いてないんで。左の欄でいくと、この岡上さんは最初から5,500万円で上がっているんで、入札額、これは予定価格を下回っているんじゃないかなと思うんですけど、その辺について。2回目も同じです。その説明も求めます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、後からの分で説明いたしますと、入札の際に入札書に記入する金額は税抜き価格で比較しております。ですから、入札額の、先ほど岡上建設が5,500万円と申しますのは、比較価格の5,114万7,000円に対して予定価格に到達していないということで再度入札というふうにしたわけでございます。同じく再度入札におきましても5,400万円。入札書の比較価格の金額に到達していないということで、最低の入札者から見積書を徴した結果、今回の落札予定者として決定した次第であります。（発言する者あり）

随意契約、入札が、本町がやっております制度としましては、冒頭もお知らせしましたように、再度入札におきまして落札決定しない場合は、1回に限り見積もりを徴するというので、先ほど5,000万円と申しますのは税抜き価格でありますので、予定価格に対して予定価格以下でありますので、それで落札したというふうに決定した次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 近年、入札が不調になっているという件をよくここの議会でお聞きするんですが、大概、日にちをかえて、再入札会というのを開く形に、今までやっていると思います。2回、入札が不調になった場合においては、県の事例において随意契約にするという形で、先日、庁舎建てかえのときに説明を受けたと思うんです。私たち詳しくないんで、今回は、その日のうちに再入札を行い、なおかつ、そのまま随契に決まったということなんですが、その辺の経緯と、これは別に法的には問題ないんだと思いますが、これが今までの町の慣例として正しいのかどうなのか、今後はこういう形でやるのか、その辺についての経緯を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今、山本議員が言われている再入札、これには再度入札と、1回目落札しない場合は直ちに再度入札を実施するというので、その旨を通知して今回入札

をしております。見積もりにつきましても、最低の入札業者には検討する時間は与えるということでお伝えはしましたが、直ちに見積もりをできますということで、その場で見積書を提出していただきました。今後の入札につきましても、今回と同様な仕様にてやる予定であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 全協での説明の中で、工期は平成30年3月26日までとなっているけれども、これは、もうできないということが、説明あったと思います。ならば、いつまでに完成させる予定なんでしょうか。その根拠ということをお願いいたします。どういうことでその日程が判断できるのか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、工期は3月26日としております。工期につきましては、建築工事に際して、いろいろな部材を使用しております。メーカーに確認しましたところ、当初は発注から3カ月から4カ月ということで納品ができるということでしたが、再度確認しましたところ、少し時間が必要であると。これはいろいろな要因があるんですが、公共工事がたくさん発注された、それと、まだまだ熊本地震の影響、それから朝倉、東峰村等の災害等で技術者、それから職人が不足していると、そういったことで、まず必要な部材についていつまでに納品できるのか、それをもってその後の作業に入りますので、最終的な完工につきましては少し時間をおいて、いろんな精査しながら決定はしなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の件でお聞きしたかったわけですが、以前不調になったのは、今言ったように備品ちゅうんですか、商品が手に入りにくくなるとということだったと思う。今も変わらない状況なんですね、今のお話を聞いたら、ですよ。だから、前にはそのような協議はせずに、今回はそういう協議はしたんでしょうか。前と同じような対応をして入札は流れたということ、そういう決定になったんでしょうか。その辺は変わらないんでしょうか、その協議は、前の不調やったときと。理由はどうやったですかね。それをもう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今、是石議員が言われたのは、1回目が業者が辞退、それから落札に至らなかった。それについては業者には一応確認はしました。その中で、部材の納期が予定よりも長引くということで、見積もり徴した際に、業者のほうで、そうすると工期内にはぎりぎり間に合うかどうかというような期間であると。それと技術者の配置であるとか、先ほど言いましたような職人の確保が難しい等がありまして、ただ、28年度の繰越事業でありますので、

ぜひ町としてはこの施設は欲しいということで2度目の入札を実施し、ただし、今回2度目の工事に関しては工期が確かに不足するというので、そこら辺も含めて工期の延長等も含めたところで町は考えておりますということの旨を伝え、入札に当たっていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 確かめます。前のときは納期がはっきりしないとかそういうようなことだけれども、今回も工期がちょっと短いけれど、納期はそれを、工期を少し延ばしていただければ完了すると、竣工できるというような確約をもらったからだとということでよろしいんでしょうね。もう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） そういった相談はございました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） さっき私がお尋ねしたことの続きなんですけども。ということは、執行部としては、これがいつでき上がるかということにはわからないということですよね。先ほどの返答では、いつ、いろんなものがそろかわからないということだったので。それが1点と、ここの管理はどこなにするんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、工期につきましては、事故繰越の手続をとろうと思っております。ただ、その繰越しの手続をする上でどのぐらいの工期が必要かっていうことは、部材だけではなく、作業員等の手配がどのくらいでできるかということ、今回落札の予定者であります岡上建設と協議しながら工期を決定しなければならないというふうに考えておりますので、今の段階では、いつまでというのは今後の予定として考えております。それから、管理については、当然、駅周辺というのは町が管理ですので、引き続き、その施設についても町が管理することになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目ですよ。

○議員（8番 岸本加代子君） 町が管理するんでしょうけど、委託していますよね、商工会に。その商工会との合意というのはできているんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 28年度につきましては、商工会に委託をしております。

28年度、商工会と委託するに当たりまして、事務手続を行った結果、商工会が施設の管理と

して決定しましたように、30年度につきましても同様の手続をもって管理委託者は決定しようというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。（「ちょっと確認だけ」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、よくわからんやったけど。まだ、協議はしていないちゅうことですね。でき上がったら商工会と協議をしたいちゅうことか、商工会に委託するかどうか、それもまだはっきりわからないということを今おっしゃったんでしょうか、もう一度確認です。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 管理者につきましては、商工会ありきということではございません、この29年度も。同じように、当然それ以外も管理で手を挙げる方もおるだろうと思えます。そういったところの手続を踏んだ上で、管理の委託者を決定するという事で申し上げた次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにございませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 屋根の形状について、お尋ねします。これは今XゼロからX2にこうなっていますということは、北側に面がいくということによろしいんですか。南側のほうに向くんじゃなくて、北側のほうに面が向くということによろしいんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 太田議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） なぜこのようなことを質問したかというのと、今、太陽光、これだと太陽光、もちろん設置できない。採光の関係で多分東側を高くしてこうしたんだと思いますけども、屋根に明かり窓つければ、それなりに採光はできると思うんです。その上に太陽光を設置して、そこの電気を補うというようなやり方は考えなかったんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 当初から、太陽光については予定はしておりませんでした。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。（「もう終わりかね」と呼ぶ者あり）いいですよ。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 今、エネルギー、エコということに相反しているんじゃないかな

という気がしてなりません。今後の建物に関して太陽光を絡めたような設計づくりを、ぜひ提示していただきたいなというふうに思っております。後でいいです。

○議長（若山 征洋君） わかりました。

ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の工事請負契約の内容についてですが、説明の内容から聞くと、今回は繰越明許で、1年前から計画されているものについて、先ほどから部材の問題云々、工期の問題云々と言われていますが、この計画性のなさというものに関して、まず1点。

もう一つは、担当課長が、この議会の答弁の中で事故繰を前提としたような説明をしております。行政が事故繰を前提で行動を行うというのは、これには大変危惧するものがあります。よって、私はこの契約案件については反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 入札結果表を見てみますと、先ほど説明もありましたが、2回の入札ともに参加業者の示した額が予定価格を上回り、最終的には随意契約がなされていることがわかります。この事実から、私は予定価格が妥当であったのか疑問が生じます。

また、予定価格の事前公表がなされない中で、今回97%強という高い落札率となっております。こうしたことを、今後の入札のあり方に対する検討に生かすべきことを指摘した上で賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 突然のような感じがしまして、執行部というんですか、担当の心苦しさちゅうか、よくわかるんですが、どうしてもやっぱり事前の繰り越しを前提としたような議案を通すことは議会として許されないというふうに思いますので、ここは反対しとかんといかんと思います。よって、反対といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 「女子集客のまち」に、今回の入札は必要不可欠なトイレが、ま

た、子育てに優しいトイレができるというふうに確信し、当初予算でこの計画に賛成をいたしました。入札結果についてはいろいろ指摘もございましょうが、法に違反することなくされたものだとは確信し賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立7名であります。よって、議案第68号工事請負契約の締結について（平成29年度「女子集客のまち」吉富駅前拠点施設建築工事）は原案のとおり可決されました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時44分散会
